

令和2年度 第7回

## みどり市定例教育委員会 会議録

令和2年10月15日 開会

令和2年10月15日 閉会

みどり市教育委員会

# 令和２年度第７回みどり市定例教育委員会会議録

---

令和２年１０月１５日（木曜日）

---

## 議事日程

令和２年１０月１５日（木曜日）午後３時開議

- 日程第 １ 会議録署名委員の指名
  - 日程第 ２ 会期の決定
  - 日程第 ３ 教育長報告
  - 日程第 ４ 報告第１０号 教育長の専決に関する報告（みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会設置要綱）について
  - 日程第 ５ 報告第１１号 教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令）について
  - 日程第 ６ 報告第１２号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について
  - 日程第 ７ 議案第３８号 令和２年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（5人）

|       |         |     |         |
|-------|---------|-----|---------|
| 教 育 長 | 石 井 逸 雄 |     |         |
| 職務代理者 | 金 子 祐次郎 | 委 員 | 山 同 善 子 |
| 委 員   | 岩 野 ひろみ | 委 員 | 石 戸 悦 史 |

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

---

説明のため出席した者

|        |         |          |         |
|--------|---------|----------|---------|
| 教育部長   | 星 野 和 弘 | 教育総務課長   | 金 高 吉 宏 |
| 学校教育課長 | 加 部 豊   | 社会教育課長   | 割 田 隆 久 |
| 文化財課長  | 藤 生 智 子 | 富弘美術館事務長 | 横 倉 智恵子 |

---

事務局職員出席者

|          |         |           |         |
|----------|---------|-----------|---------|
| 教育総務課長補佐 | 正 田 一 仁 | 総 務 係 主 査 | 小 林 洋 行 |
|----------|---------|-----------|---------|

## ◎開会・開議

午後 3 時 3 5 分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和 2 年度第 7 回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

---

## ◎日程第 1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第 1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番 3 番の山同善子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

---

## ◎日程第 2 会期の決定

○教育長 日程第 2、会期の決定ですけれども、令和 2 年 1 0 月 1 5 日、本日 1 日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、本日 1 日と決定いたします。

---

## ◎日程第 3 教育長報告

○教育長 次に移ります。日程第 3、教育長報告を議題といたします。私から報告いたします。

教育長報告事項ということでありますけれども、行事が大変少ないことと中止というのもありますので、運動会と戦没者追悼式の 2 点について簡単にご報告をさせていただきたいと思っています。

9 月 1 9 日、2 6 日に小学校の運動会。中学校につきましては、2 9 日にあったのですが、戦没者追悼式と重なっておりましたので、加部課長に対応をお願いしたところであります。

1 0 月 3 日は、笠懸幼稚園の運動会を見てまいりました。どこの学校、園も、うまく動線を工夫して、保護者のいるゾーンと児童生徒がいるゾーンを分けてもらったという形で、それから応援に来てくださる方も限られていたので、そういう意味では、あまり混乱もなく、しっかりできたと思っています。

笠懸小学校の大規模校のも見たのですけれども、最初の低学年を見て、中学年、高学年については教室で授業をされていて、低学年が終わるところで中学年が出てくる、中学年が終わるところで高学年が出てくるということですが、笠懸小学校のグラウンドは低学年だけでちょうどいい感じの運動会でした。

それでも、たくさん人がいるというという形で、あのほかに中学年、高学年がはいって、保護者 2 人までという形でやったらいいのですが、いかに入っていたかということが分かるのですけれども、子供たちが走ったりする部分についても、きちんと最後まで走らせて次の子供たちになっていました。

これまでは、前の子供たちが走り終わる前に、次の子供たちが走り始めるという状況であったり、どこに子供がいるのか分からないという声がでるぐらい、笠懸小は混んだりするのですが、そんなと

ころも考えていた部分だと思いました。見ていると、こういう運動会のやり方もありなのかなと思うところもありました。笠懸東小学校も大間々東小学校も分けてやっていました。

それから、あのような場面において、見に来ていただいた方にもウイルス感染症対策を学校が講じているということをしつかりと見せていくということが、改めて大事だと思いました。学校によると、その辺のところは少しファジーになっているところもあったり、踏まえてはいるのですが、一部、来た方と子供たちの動線が重なるところがあったりというところを見たりして、それらがしつかり分けられている学校と見比べてしまうと、やはり、ここまで徹底した形でやっていると来ていただく方も理解いただくし、安心していただけたと思います。

幼稚園も非常によく、その辺のところはできていまして、完全に子供たちがいるゾーンと保護者がいるゾーンと分けまして、保護者についても、「これから3歳児の演技がスタートします」というと、観戦者については、3歳児の保護者が優先で前に出てきてくださいという形で、トラック前面に3歳児の保護者が出てきてビデオや写真が撮れ、出てくる子供たちによって、観戦する保護者も入れ替えてもらう形での3密対策と、来ていただいた方は自分のお子さんをしつかりと見られるような対策を徹底していたというところでは、幼稚園も子供たちがしつかり動いていました。

そんなところでは、1つ決めごとをした時には、徹底して行っていくということが改めて大事だと感じさせられた運動会でありました。また、新たな運動会のもち方というところについても、各学校では学ぶところが多かったのではないかと考えています。ですから、これまでたくさん時間をかけて、じっくりといろいろ見せるというところで大きく時間がとられるというようなところもあったわけですし、夏の炎天下での練習というところよりも、もしかしたら、集中してやるという形でも運動会ができるのではないかとということを各学校、園は感じ取った運動会かと思います。

それから、9月29日に戦没者追悼式ということで、私と金子職務代理者、2人が教育委員会から代表して参加させていただきました。今回もまた、大間々のあすかホールで行ったのですけれども、参列者については、私たち事務局と戦没者の会の人たちも入れて32名でしたので、間隔もしつかりとれて、献花もゆっくりできたというところでは、戦没者の遺族の方々も、ゆったりした形でしつかりと心を込めて追悼するということも、これはこれとして大変意義のあることだと感じました。

戦没者遺族の会代表の方の謝礼の中にも、そんな言葉も込められていましたけれども、コロナ禍でできないかと思っていたけれども、できて大変感謝しているという挨拶もございましたので、そういう意味では、しつかりと心を込めて追悼式が行われたと感じながら参列をさせていただきました。

以上が、教育長報告ということです。皆さんのほうから何かご質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

---

○教育長 続きまして、教育長に委任された事務の管理・執行状況に関する報告ということで、今回は教育総務課のほうから説明をしていただいて、皆さんのほうからご意見いただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 資料をごらんください。みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会ということで、第2回目が開かれました。第1回目が8月27日、第2回目が9月30日、第3回目が10月29日を予定しております。

次のページは、令和2年度第1回みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会記録ということで、前回お話をさせていただきました第1回目の記録の内容になりますので、これにつきましては、後日、お読みいただきたいと思います。

次のページは、第2回みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会次第でございます。はじめに、大間々学校給食センターの視察を行いました。見学は2時からということで、片付けの作業が終わる段階でした。20分ぐらい、中を見学させていただいて、調理風景等は五、六分、ビデオで見させていただきました。そのあと、会議開催ということになりますが、傍聴者に入ってください、議論に移っていただくということで、傍聴者は3名で、金子職務代理者にも傍聴に来ていただきました。

議題としましては、次のページ、給食提供方式に係る笠懸地区の保護者の意見の整理についてということで、次のA3版の折り込みの資料2枚をごらんください。

保護者の意見の整理については、昨年から給食提供方式を議論している中で、PTAの役員さんの意見や保護者の試食後の意見を徴収してきましたが、その資料をお示しさせていただきました。自校方式を支持する回答、センター方式を支持する回答、どちらともいえないという回答ということで、アンケート調査した内容をここに示させていただいております。

この内容についてご確認いただくのと、今年度の予算審議の中で、附帯決議がついたことについても報告をさせていただいて、そのことを踏まえて、議論を進めていただきたいとお伝えをしております。このことにつきましては、議会の意見という部分もこの委員会でどのように取り上げていくのかということで、直接、議員さんの意見というわけではありませんが、自校方式を支持する意見が議員さんの言っていることとも同様であると考えましたので、保護者の意見としてお伝えして、議員さんの意見も含めてということでご理解いただければと考えて、附帯決議につきましても、その場で報告をさせていただいたという経過でございます。

これにつきましては、大きな議論はございませんでした。委員長からは、「保護者の方以外に食べる子供たちからの意見もあったほうがいい」という感想もありました。

次に、カラー刷りの資料をごらんください。この資料をもとに、事務局から説明を行いました。まず、1から3ページ目が（1）栄養バランスに配慮した美味しい給食ということで、1ページ目が、学校給食摂取基準に基づきまして、5名の栄養士さんが献立を考えていることと、2ページ目には、適温状態での喫食は、調理後2時間以内に給食とのことで、自校方式とセンター方式の調理時間や配送時間を示させていただいております。ここでは、「配送完了時間が給食センターは早いのではないか」というご意見もいただきましたが、「計画的に行うため、この時間を設定している」と回答しております。

3ページ目は、調理員の工夫、味、時間、切り方、サラダ等についての自校方式とセンター方式の

違いを示させていただいております。これらのことにつきましては、現状の施設を比べた場合に生じる差ということで、新しい施設では、差はないとのことで確認するような意見も出されました。

次に、4から6ページ目が、安全安心な給食の提供についてです。4ページ、調理の過程ということでは、自校方式とセンター方式の違う部分の説明を行いました。荷受け、検収、下処理が自校方式では同室になっていること。センター方式では、配送があるということが違いであるということ。自校方式は、ウェット方式のドライ運用、センター方式は、ドライ運用というところをお伝えしております。

5、6ページ目は、食中毒や調理機器、職員の事故というところで、自校方式とセンター方式では、現実的には差がないということをお示ししております。

7から9ページは、アレルギー対応の自校方式とセンター方式の取り組み方について、これにつきましても差がないということをお伝えしております。

10ページから、食育の推進ということで、現在、実施している食育の現状をお伝えさせていただきました。

11ページにつきましては、調理員との交流がセンター方式ではなかなか難しいというところについて、今後、取り組むGIGAスクール構想についての施策に基づいた交流も、可能になっていくのではないかとということで、新たな施策の取り組みもご紹介しました。

12ページは、地産地消ということで、県の目標値30%以上は上回っているということですが、今後も、地場産野菜の購入に務めるということで示させていただきました。

13ページは、災害対応ということで、学校の避難所での炊き出しということと、給食室やセンターでの炊き出し等の区別をさせていただいて、説明をさせていただきました。委員の皆さんからは、「役割の明確化が重要である」という意見もいただいております。

以上が、説明の内容でございます。

次の献立表につきましては、笠懸小とセンターの9月の献立表ということと、そのあとに、詳細献立表を載せさせていただいて、アレルギー対応はこういった対応をしていますというお話もさせていただきました。

それ以降の資料につきましては、学校給食衛生管理基準、学校給食における食物アレルギー対応マニュアル、学校給食異物混入対策マニュアルを作って対応しますということで、参考資料としてつけさせていただいたものでございます。

今回の第3回につきましては、令和2年10月29日、木曜日に、笠懸小学校にて12時から開催させていただきたいと思っています。最初に、自校方式とセンター方式の試食をしていただき、その後、会議に入るということで、1時15分過ぎから傍聴の方に入っていただければと思っています。  
○教育長 ありがとうございます。今回についても、金子さんに傍聴していただきましたので、様子や感想の報告をお願いいたします。

○委員 今回の検討委員会では、最初に、保護者のアンケートの結果について、報告がありました。

90%程度の方々が、安全安心であればどちらでもかまわないというアンケート結果を紹介したのですけれども、アンケートに関しては委員の皆さんから質問、意見は特にありませんでした。この結果を受け止めていたと思いました。

美味しい給食の提供、あるいは安全安心な給食の提供といった、いわゆる給食を構成する個々の要素、6つの視点からセンター方式と自校方式にどういう違いがあるのかという説明がありました。

こうした現状の整備をもとに、各委員さんから意見をいただくという形で会議は進められていったのですけれども、全体を見ると、センター方式と自校方式では、施設や古さの条件が全く違うのですが、それがどうしても混乱してしまって、そこから出てくる長所と短所がそのまま方式の優劣と勘違いしがちなので、そうした意見のやりとりが少し出てきました。

ある委員さんからは、「方式の違いというのは、どちらも条件が揃えば差はない」という意見もあり、「その差は、調理する環境が違うから、そうになっている」という発言があり、そのとおりだと感じました。外れるけれども戻す、外れるけれども戻すというやりとりが何回かありました。これは、陥りがちなところなので、我々としても十分注意して準備していかないといけないと感じました。

結論からいいますと、方式による差異というのはなく、どちらも安全安心で美味しい給食を提供できるということなのですけれども、条件がもともと違っているところについては差異があり、そういった違いは、これから違いをどうしていくかということが、おそらく検討委員会で議論して、結論に導いていくところだと強く感じたところです。

委員さんから出た具体的な話としては、やはり議論する中で、「美味しい給食の提供方式という部分についてみれば、センター方式でも自校方式でも、全く変わらないのですね」という意見もでておりました。

それから、アレルギー対応については、「対応食を違う人に渡さないということが大事」という意見もでておまして、提供する食事はなるべく同じような形といいますか、「全く違うものを食べているという形にしてしまうと、それがいじめにつながることになるので、注意が必要ではないか」という意見もありました。

食中毒に関しては、センター方式と自校方式を比べた時に、「センター方式のほうが被害が大きくなりやすいのではないか」という意見もありました。

それから、災害時における対応に関しては、「危険分散という意味では、センター方式よりも自校方式のほうがいい」という意見もでておりました。

自校方式、センター方式、いずれも個々の要素には長所、短所があるわけなのですけれども、短所の部分については、工夫によって補っていくことになると思うのですけれども、この工夫にあたる部分が、将来にわたって持続可能なものなのかどうか、あるいは継続していくには、どのような努力が必要なのかといったところを確認して、望ましいやり方を探っていくところが委員会に求められていると感じながら傍聴をしておりました。

○教育長 ありがとうございます。部長も出席しておりましたが、何かつけ足すことはございます

か。

○教育部長 特にありませんが、やはり、比較する時に、笠懸は築50年たっているというところと、数年前できた給食センターというところなので、どうしても比較が難しいというところがありますけれども、原理原則というところからいくと、あまり変わらないというところは皆さんご理解いただいて、また、専門家ですので、アレルギーなどについても助言や注意しなくてはいけないところもアドバイスをいただいたところがありました。

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 第2回検討委員会では、予算的に施設の整備に関することには、全く触れていないのですが、おそらくそのところが、これから大きなウエイトを占めてくるだろうと思いました。

方式でいうと、それほど差はないので、環境が整備されれば安全安心な給食が提供できるので、環境をつくるところが、大変大きな解決をしなければならないところで、次の委員会では、その辺のところが具体的な議論ができるのではないかと考えていて、大きく方向づけをしていくようになって感じました。

ぜひ、時間があれば、多くの皆さんに傍聴してほしいと思います。専門家の先生方の話を聞いていると、今までなかったいろいろな話がでて、とても勉強になるところがあると感じましたので、ぜひ、その機会を作っていただけたらと思います。

○委員 第2回議題の提供方式の比較の中に、災害時の対応というのが入っているのですけれども、これは、私たちが話し合っていく中で、あまり論点にはならなかったところのように思うのですが、今回、これが入っているのはなぜですか。

○教育総務課長 災害対応の部分については、危機管理課と災害の防災計画の中に、センターの炊き出し場所という位置づけや地域防災計画から、避難所は小学校という位置づけが載っています。

給食センターでは、どういう形で炊き出しができる状況なのかなど、今やっている避難所の関係では、婦人消防隊の方々が炊き出し訓練などをやっている状況をしっかりと区分けして、今のセンターや給食室がどういう位置づけで、こういうことになっているかということをまず考えて、今後、災害時にどういう対応ができるかということを抑えておく必要があるということで、最終的に、災害時の対応というものを載せさせていただいた経緯がございます。

そういつて見ていただく時に、大間々学校給食センター自体は、指定避難所には指定されていないくて、学校は指定されているという中で、学校にある給食室については、どういう対応になっているかという、そこも炊き出しの場所というような位置づけもされています。

そこで、災害が起こって避難所になった時に、どういう形で最初に活動ができるかということ、今考えられるのは、婦人消防隊の方々の炊き出し訓練をやっているようなことがまず最初に行われるため、避難所としての位置づけということを示させていただいて、給食センターや給食室はどんなことができるだろうといった時に、釜や大釜を使えるかどうかということころは、委託業者にお任せするしかないということだとすると、委託業者の協力を得て、センターや給食室は炊き出しができる。しかし、

しっかりと方向づけをしていかないと、災害対応時は難しいだろうという議論もあり、最終的には災害対応ということで、ここに位置づけています。

○委員 私の感覚でなのですが、災害の種類にもよると思います。避難する期間や条件によると思うのですが、私が考える中では、給食室や調理室を災害に対応する設備という捉え方は、少し違っていると思ひまして、例えば、笠懸西小学校を造っていく中でも、子供たちが学校に通いながら、かたやこちらでは地域の人たちが避難して、災害時にそこでしのぐような形をとっていくことができるとするならば、給食室という位置づけが、災害の時に避難された方たちに何かをするのではなく、災害にあわれた方たちのエリアの中で、何かできるような対処をこれから考えていくという形にしていかないと、前にもお話をさせていただいたことがあると思うのですが、例えば、衛生面でも一度、炊き出しで使ってしまうことが起きてしまうと、学校の給食を作ることに戻すまでの過程で、すごく大変になってしまいますよね。

○教育総務課長 はい。

○委員 方式の中で、災害の対応が比較の中に入っているのは、少し違うという印象を受けました。

○教育長 そこについては、やはり、災害対応はどうかということ、これまでの検討の中でも、議員さんの中からもご指摘をいただいた中で、どちらかという、その論議というのは、給食調理室から災害対応食を調理するというイメージした時に、センターで1個もつと各地区ごとにあある学校の中で、災害時に炊き出しができる調理室をもつという部分では、どちらかという、各地区にあったほうが小回りがきくのではないかとご指摘をいただいたので、そうした中で、今回しっかりと区分けをしなければいけないだろうということで、このテーマを出させたのは、今、みどり市の災害対応マニュアル的な部分の中で、災害が起きた時に全部の学校が指定避難所になって、市民体育館と大間々東中学校とあずま小学校の体育館は何ですか。

○教育総務課長 拠点避難所です。

○教育長 ということで、役割が違ってくるのですね。そうすると、まず、第一義には地域の皆さんが避難してくるのは各小中学校になるだろうと思う。そこに出す炊き出し的なものについては、どこまで市の関係では対応するのかというところが、まだはっきりしていません。

テレビ等で見ると、菓子パンが来たりする部分とテントで何かを作って炊き出している部分の映像を私たちは見ているのですが、みどり市とするとどうするかというところを、もう一度、危機管理課と調整した上でみどり市とするとこういう体制をとっていくということが定まってこない、論議をしても実態にそぐわない形で優劣をつけてしまう可能性があるということで、今回もこれで出したのですが、これだけでは不十分で、さらに指示を出しました。

そうした場合に、第一義は何かというと、婦人消防隊の方々が炊き出しをしてくれるという話をするのですが、そうなった時には、学校の家庭科室を使うのか、給食を専用に作る調理場を使うのかというと、やはり、先ほど山岡さんもおっしゃったように、調理場の器具はかなり特殊な器具ですから、一般の人が使えるかというと思えません。

そうすると、調理員が来ないと使えない。第一義には、学校の家庭科室の調理室という形でも、相応な数の釜やコンロがありますから、それらをうまくまわしていけば、かなりの量が調理できる、この学校でも調理室があるということから考えていくと、災害時の市民の皆さんに食べ物を供給するという役割とした時の各学校にある給食室とセンターの給食室に求められる役割とは何だろうか、しっかり明確にしないと、どんどん論がぐちゃぐちゃになっているのではないかとということなのです。

それなので、山同さんがおっしゃるように、ここだけではまだ整理しきれてないので、再度また、事務局のほうにそこを整理した形でもう一度、議論をしていく形で、最終的には出していくことになると思いますので、もう少しお待ちいただけるとありがたいです。

市として考える災害時に対応しなければならない部分は、こういうところであるということが、しっかり整理されると、それに見合う部分は、家庭科室なのか給食調理室なのかということが明確になってきて、その場面であった時に、自校にあったほうがいいのか、センターであったほうがいいのか、どちらがいいのかということところあたりを比較していくという作業に入っていく必要があると思います。

ということで、今回これを出させたのですが、私からするとその声を聞いた時に、ここの整理が足りなかったという判断がありますので、そこをさらに危機管理課とつめた上で、次回以降、もう一度、審議をしていただかないと、この比較ではなかなか意味がとれない、災害時の対応ということではこちらの整理が足りていなかったと思います。

○委員 災害時の学校区の中でのセンター方式の役割というのが、今ひとつよく分かりません。

○教育長 もう1つ大事なことは、山同さんもおっしゃったように、やがて、ある程度落ち着いてくれば学校を再開しなければいけないということになってくると、子供の給食を出さなければいけなくなるので、やはり、学校の調理室は子供たち、あるいは今ある大間々学校給食センターもそうですし、そういうところに占有していかななくてはけません。

そういうことも考えた時に、センターはトラックも持っていますから、そういう配送手段も持っていて、食缶も持っているというのがセンターです。

ですから、センターで炊き出した分については、学校に全く被害が及びませんから、子供たちが学校に行っても、学校の中では、例えば体育館等に避難している人がいたとしても、そこに大量に作って持っていくとか、公民館に持って行くというあたりは、センターもできるだろうと思います。

そのところの考え方が、しっかりとしない中で、センターと自校はどちらが有意かという部分を論議しようとしていたきらいがあるので、もう一度整理をさせたいと思っています。そのあたりがでてくると、山同さんがおっしゃっている部分のところの疑問がすっきりしてくるのかと思います。まだ、はっきりしていない中での論議になりがちです。

そうした中で、どちらのほうか、より災害時にとって、小回りがきくかということですが、第一義的な部分では、今ある学校は全部調理室を持っていますから、そこで対応したり、あるいは校庭にテントを張って、婦人消防隊の方々がやってらっしゃるようなプロパンガスのコンロを持ってきたり

ていただければできる。給食調理室はすぐ動くかという、もし、災害時に電気系統が故障していれば、自校もセンターも全然機械が動きませんので、そういうところでは、ほとんどがプロパンガス方式になっている家庭科室のほうがより機能的だろうと思います。

こちら側も、この項目をやる時に、そこまでしっかりと見極めた上での整理をし、この場面ならどうかという比較が少し足りなかったということになります。

そのほか、いかがでしょうか。

〔少し間あり〕

○教育長 ここは、どちらかというと、こういうことで論議が進んだと捉えていただいて、また報告がでてきた段階からが私たちの大きな役割になるだろうと思っています。

ここでは、こういう報告であるということでご理解いただくとともに、また先ほど、金子さんからもありましたように、もし、機会があれば傍聴もしていただき、私たちも理解を深めていく必要があるだろうというご意見もありましたので、時間があればお願いしたいと思います。

もう1つ、この中で話をしたのですが、我々は、先ほど金子さんがおっしゃったように、古いタイプの自校方式を頭に浮かべると新しい最新の施設が整っている大間々学校給食センターを比較してしまうから、どうしても、なんとなくという部分があると思います。

ですので、少なくとも私たちの頭をニュートラルに戻すということから考えると、やはり、自校方式でしっかりとドライ方式にしたところが近くにあるわけですから、私たちが結論を出す前にはそこを見ておく必要があるという気がします。

コロナ禍ですので、大々的な対応は各学校もできないと思いますが、ガラス越しに少し見せてくださいとか、どんな状況の部屋が必要で、よく言われている匂いはどうなっているのかということころも、私たちは興味関心を持っているところですから、行けるとするとどこになりますか。

○教育総務課長 太田です。

○教育長 そこあたりも、ぜひ行ってみる必要がある気がします。そうしていかないと、先ほど金子さんが言っていたところに私たちも陥りがちというところもあります。

これは、教育委員会議の設定ではなく、別日でそこだけしっかり見てくるという形がいいと思います。そこも早急に検討お願いします。

○教育総務課長 はい。

○教育長 岩野さんは、大間々学校給食センターを見ているのですよね。

○委員 PTAの本部役員をしている時に、見ました。

○教育長 石戸さんは、見ていないですね。

○委員 はい。

○教育長 そういう意味では、私たちも、もう一度センターも見て、現状の自校方式も見るというところを確認したほうがいいと思います。

とにかく外に行くところを優先して決めておいて、それ以降はセンターを見て、自校を見るという

のは、1日の日程の中でも十分見られるので、そこをもう一度見ていった上で、しっかりと私たちも公平な立場でみていく必要があると思います。

この報告がでてきた上で、教育委員会とすれば方向を出さなければいけないので、その前には見ておけるといいと思います。

そんな計画も立てさせていただいて、またご相談させていただくということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

---

◎日程第4 報告第10号 教育長の専決に関する報告（みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会設置要綱）について

○教育長 続きまして、日程第4、報告第10号、教育長の専決に関する報告（みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会設置要綱）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第4、報告第10号、教育長の専決に関する報告（みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会設置要綱）については、以上で終了いたします。

---

◎日程第5 報告第11号 教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令）について

○教育長 続きまして、日程第5、報告第11号、教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 出先機関の長は、所長や館長を指すけれども、その方は実際には、所管の課長ということですか。

○教育総務課長 出先機関の長については、公民館の館長や図書館の館長など、各出先機関にいる長を指します。その方については、事務の決裁上、その場で完結しないと事務が遅延してしまいますので、その場でできることと、できないことを分けて、できることについては、その場で処理ができるように、出先機関の長には専決権を与えているのが現状です。

その中に、研究所の所長と給食センターの所長が入っていないにもかかわらず、個別のほうの事案では、出先機関の長の専決ができるような形になってしまったので、その専決権がないということを明らかにするために、特別事案の中の専決規程をはずしたということです。

○委員 出先機関の長が専決できる事柄も実際に起こっているのでしょうか。

○教育総務課長 今の給食センターですか。

○委員 この決裁規程全般の中です。

○教育総務課長 残っています。公民館の決裁規程、図書館の決裁規程ということで残っています。

○委員 たまたま、修正したところには、1つもマルがつかないですが、出先機関の長が決裁権を持っている事項も別の規程の中には入っているのですね。

○教育総務課長 はい。

○教育長 持っていないのかかわらず、持っていると書かれてしまうと良くないので、それを訂正したということです。

○委員 そこだけを訂正したということですね。分かりました。

○教育長 事務長補佐は、今、いるのですか。

○教育総務課長 今、いません。

○教育長 昔いた時のものが、そのまま残っているのですね。

○委員 事務長補佐は、いましたよね。

○教育総務課長 何年か前まではいました。今は、係長ですが、係長の上が事務長補佐、事務長です。

○教育長 富弘美術館は、誰か事務長補佐はいたのですか。

○富弘美術館事務長 何年か前にいました。

○教育部長 私が事務長補佐でいたことがあります。

○教育長 事務長ではなかったのですね。

○教育部長 途中から事務長になったのです。当初は事務長補佐で、課長がいなく、そのまますぐ部長になったということで、課長がいない事務長補佐でした。

○教育長 事務長がいて、事務長補佐がいたことはありましたか。

○富弘美術館事務長 はい。

○教育長 そうでしたね。

○教育総務課長 実際、そうなった時に、決裁権が2つあるという話になって、それが最初の指摘でした。

○教育長 分かりました。そういう置き方をしたことがあったのですね。事務長と事務長補佐を置きながら、決裁権が明確になっていなかったから、誤った形で行われていたということですね。

○教育総務課長 当初は、部長がおっしゃったように、事務長補佐という職しかそこになかったので、決裁ができないと事務が進まないということでした。

○教育長 その後、事務長を置いたのにもかかわらず、残っていたということですね。ただし、人事上の関係で事務長を置きながら事務長補佐を置かなければいけないような状況が起きたので、それがあったけれど、今はないということですね。

○教育総務課長 今は、ありません。

○教育長 人事上の関係ですね。それで行っていたにも関わらず、決裁規程のほうがそれに沿わないままきってしまったということで、本来あるべき決裁権が違うところにあったということのあるべき人に戻したということですね。

○教育総務課長 そうですね。

○教育長 研究所の所長には決裁権がないにも関わらず、決裁できる項目が決裁規程の中にあったので、それは、本来持つべき課長に戻しますということですね。

○教育総務課長 はい。

○教育長 あと、センターも同じということですね。

○教育総務課長 はい。

○教育長 大変複雑な部分で、なかなか皆さんには馴染みがないところなので、私も初めて外から来て聞くと分からない部分だと思いますが、今回、きちんとしたこういった規則や規程や条例が定められた上で仕事をしていかなければならない部分が、委員会にそぐわなかったということですね。だからといって、研究所の所長に決裁権があるものもこれ以外にあるのですよね。

○教育総務課長 決裁権自体はありません。

○教育長 研究所の所長ができるものはないのですか。

○教育総務課長 あります。

○教育長 先ほど、山同さんが聞いたように、ここには、研究所の所長にはないものにマルがついてしまっていたということですね。

○教育総務課長 はい。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第5、報告第11号、教育長の専決に関する報告（みどり市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令）については、以上で終了いたします。

---

◎日程第6 報告第12号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について

○教育長 続きまして、日程第6、報告第12号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第6、報告第12号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）については、以上で終了いたします。

---

◎日程第7 議案第38号 令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて

○教育長 続きまして、日程第7、議案第38号、令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

これについては、非公開（秘密会議）といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、日程第7、議案第38号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

---

審 議 〔非公開により未記載〕

---

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第7、議案第38号、令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

---

◇

◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後4時50分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 石 井 逸 雄

教育委員会教育委員 山 同 善 子